

セキュアモバイル利用規約

2019年7月25日

株式会社QTnet

目 次

第1章 総則	4
第1条 (規約の適用)	4
第2条 (規約の変更)	4
第3条 (用語の定義)	4
第2章 契約	5
第4条 (セキュアモバイルの品目)	5
第5条 (提供要件)	5
第6条 (利用に必要な契約者設備等)	5
第7条 (提供区域)	5
第8条 (契約の単位)	5
第9条 (契約申込の方法)	5
第10条 (申込の承諾)	6
第11条 (契約内容の変更)	6
第12条 (契約者の名称の変更等)	6
第13条 (法人の契約上の地位の承継)	6
第3章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	6
第14条 (通信利用の制限)	6
第15条 (提供の一時中止)	7
第16条 (提供の停止)	7
第17条 (サービスの廃止)	7
第4章 料金等	8
第18条 (料金及び事務手続き等に関する費用)	8
第19条 (契約者の支払義務)	8
第20条 (料金の計算方法等)	8
第21条 (最低利用期間)	8
第22条 (違約金)	8
第23条 (料金の支払方法)	8
第24条 (割増金)	9
第25条 (亡失負担金)	9
第26条 (延滞利息)	9
第27条 (割増金等の支払方法)	9
第28条 (消費税等相当額の加算)	9
第5章 契約者の義務	9
第29条 (契約者の義務)	9
第30条 (利用者に対する義務)	9
第31条 (禁止事項)	10
第32条 (契約者の義務違反)	10
第33条 (ID及びパスワード等)	11
第6章 品質保証、責任の限定等	11
第34条 (サービスの品質保証又は保証の限定)	11
第35条 (権利侵害等)	11

第 36 条 (責任の範囲)	11
第 7 章 契約の解約	12
第 37 条 (利用契約期間)	12
第 38 条 (当社の解約)	12
第 39 条 (中途解約)	13
第 40 条 (反社会的勢力の排除)	13
第 41 条 (契約終了後の処理)	13
第 8 章 契約者情報	14
第 42 条 (通信の秘密)	14
第 43 条 (秘密情報)	14
第 44 条 (情報開示要求)	14
第 45 条 (個人情報保護)	15
第 9 章 雑 則.....	15
第 46 条 (電磁的方法による意思表示)	15
第 47 条 (障害時連絡先)	15
第 48 条 (分割性)	15
第 49 条 (完全合意)	16
別紙.....	17

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

株式会社QTnet (以下「当社」といいます。)は、セキュアモバイル利用規約 (以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき利用者に対してセキュアモバイルサービス (以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後のセキュアモバイルに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
L A N型通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイサネットフレームにより符号の伝送交換を行うため電気通信回線設備 (送信の場所と受間を接続する伝路設及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)
L A N型通信網サービス	L A N型通信網を使用して行う電気通信サービス
IPv4アドレス	インターネットプロトコルバージョン4 (IPv4) として定められている32bit のアドレス
IPv6アドレス	インターネットプロトコルバージョン6 (IPv6) として定められている128bit のアドレス
IPアドレス	IPv4 アドレス及びIPv6 アドレスの総称
セキュアモバイル	本規約に基づいて当社が提供するサービスの総称
セキュアモバイル用設備	セキュアモバイルを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備、その他の機器及びソフトウェア
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気設備
電気通信回線	電気通信設備たる回線
電気通信事業者	電気通信回線を提供する者
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の設備の用に供すること
利用者	セキュアモバイルを利用する法人その他の団体 (契約者) の従業者
利用契約	本規約に基づき当社と契約者との間に締結されるセキュアモバイルの提供に関する契約。セキュアモバイルのうち一の種類の利用につき、当社と契約者とが締結
契約者	セキュアモバイルの利用又は提供を希望し、本規約に基づき当社との間でセキュアモバイル契約を締結する者
契約者設備	セキュアモバイルを利用するために、契約者が準備するコンピュータ、電気通信設備、その他の機器及びソフトウェア
解約日	利用契約の解約の効力が生ずる日
消費税相当額	消費税法 (昭和63 年法律第108 号)、及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和25年法律

	第226号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
セキュアモバイル データ通信サービス	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (以下「NTTドコモ」といいます。) が提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式、又はDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、当社が貸与するSIMカードを用いてインターネットプロトコルによる相互通信を提供する、当社が定める仕様に基づくサービス
ID	セキュアモバイルの利用に伴って当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列により契約者とその他の者とを識別するために用いられる符号
パスワード	セキュアモバイルの利用に伴って当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列により契約者とその他の者とを識別するために用いられる符号
SIMカード	電気通信サービスを利用するために必要な電気通信事業者が提供するICチップカード

第2章 契約

第4条 (セキュアモバイルの品目)

本サービスでは別紙に定める品目があります。

第5条 (提供要件)

本サービスの提供は契約者が指定した契約者設備に対して、有線接続もしくは無線接続が選べます。

2 有線接続にあたっては、当社LAN型通信網サービス契約約款に基づき提供します。

第6条 (利用に必要な契約者設備等)

本サービスを利用するために必要な契約者設備及びそれに関連する役務等は、特約条項において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達するものとします。

第7条 (提供区域)

本サービスの提供区域は日本国内とします。ただし、提供区域内であっても、電波の具合によっては、セキュアモバイルを利用することができない場合があります。

第8条 (契約の単位)

当社は、一のセキュアモバイルサービス毎のお客さまから提出された利用契約の申込書毎に、一のセキュアモバイルサービス契約を締結するものとします。

第9条 (契約申込の方法)

セキュアモバイルの利用の申込は、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に対し提出するものとします。なお、契約者は、国内法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含む。)に限ります。

(1) セキュアモバイル申込書

(2) QT PRO VLAN申込書

2 当該契約者は本規約の内容に同意の上、かかる申込を行うものとし、当該契約者が申込を

行った時点で、当社は当該契約者が本規約の内容を承諾したものとみなします。

第10条（申込の承諾）

当社は、セキュアモバイルの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのセキュアモバイルの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者設備及び利用者の環境等の状況により申込に係るセキュアモバイルの安定した提供が困難と判断したとき
- (2) 契約者がセキュアモバイルの利用及び提供を行うに当たり遵守すべき法令及びガイドライン（電気通信事業法を含むがこれに限定されない。）を満たしていないとき
- (3) 国内法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含む。）でない場合等、セキュアモバイル利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
- (4) 契約者が、当該申込に係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (5) 契約者が現に締結し、又は、従前締結していた利用契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (6) 契約者がセキュアモバイルの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (7) 契約者が違法、不当、公序良俗違反、当社若しくはセキュアモバイルの信用を毀損する、又は、セキュアモバイルを直接若しくは間接に利用する者に対し重大な支障をきたす等の態様でセキュアモバイルを利用するおそれがあるとき
- (8) その他当社が不適切と認めたとき

第11条（契約内容の変更）

契約者は、本サービスのサービス内容の変更を請求することができるものとします。

2 契約者は、第9条（契約申込の方法）に基づき当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社は第10条（申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとします。

第12条（契約者の名称の変更等）

契約者は、契約者の名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社は一切その責任を負わないものとします。

第13条（法人の契約上の地位の承継）

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

第3章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第14条（通信利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、セキュアモバイルの利用を制限する措置を採ることがあります。

- 2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第15条（提供の一時中止）

当社は、次の各号の一に該当する場合、セキュアモバイルの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 電気通信回線の障害、電気通信事業者のネットワーク障害などにより、電気通信事業者の電気通信サービスの提供を受けられなかったとき
 - (2) 電気通信事業者により電気通信サービスの利用が中止される時
 - (3) 当社が契約者又は利用者の設定変更等を行う必要があるとき
 - (4) 当社が利用する電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (5) 当社が利用する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (6) セキュアモバイル契約に定める条件の違反の疑いがあると当社が認めたとき
 - (7) 第14条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき
 - (8) 前各号の他、やむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき
- 2 当社は、セキュアモバイルの提供を中止するときは、契約者に対し、前項の規定によりセキュアモバイルの提供を中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第16条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、セキュアモバイルの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) セキュアモバイルに係る費用、料金その他債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) セキュアモバイル契約に違反したとき
 - (3) 契約者の責に帰すべき事由により、契約者設備又は契約者が利用しているセキュアモバイルに関連するシステムを通じて行われる契約者又は第三者の行為により、当社が行うセキュアモバイルの提供その他の業務遂行に著しい支障をきたすとき、又はそのおそれのあるとき
- 2 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第17条（サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、セキュアモバイルの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定によりセキュアモバイルの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、事前に、その旨を通知します。

第4章 料金等

第18条（料金及び事務手続き等に関する費用）

当社が提供するセキュアモバイルサービスの料金及び事務手続き等に関する費用については、別に定める月額料金及び初期費用とします。

第19条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、そのセキュアモバイル契約に基づいて、当社がセキュアモバイルの提供を開始した日から起算して、解約があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解約等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金を支払うものとします。

- 2 第14条（通信利用の制限）及び第15条（提供の一時中止）の規定により、セキュアモバイルの利用が制限又は一時中止された場合の当該制限又は中止の期間における当該サービスに係るセキュアモバイルの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第20条（料金の計算方法等）

当社は、セキュアモバイルサービス契約者が、そのセキュアモバイルサービス契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 暦月の初日以外の日にセキュアモバイルサービスの利用開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にセキュアモバイルサービス契約の解約又はSIMカードのみの解約があったとき。
 - (3) 暦月の初日にセキュアモバイルサービスの提供を開始し、その日にそのセキュアモバイルサービス契約の解約又は端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にセキュアモバイルサービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

第21条（最低利用期間）

セキュアモバイルサービスについては、最低利用期間があります。

- 2 前項に定める最低利用期間は、特約条項において明示されている場合を除き、セキュアモバイルサービスの提供を開始した日から起算して2年とします。

第22条（違約金）

契約者が、最低利用期間内における解約が発生した場合には、契約者は残余の期間に対応する料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

- 2 第5条（提供要件）に規定された、LAN型通信網サービス契約がある場合は、LAN型通信網サービス約款に定める額を支払っていただきます。

第23条（料金の支払方法）

当社は、利用契約の有効期間中、毎月末日をもって当月分の特約条項に定めるセキュアモバイルの料金を精算し、当社所定の書面にて請求を行うものとします。

2 契約者は、当社に対し前項記載の料金を、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は契約者の負担とします。

第 24 条（割増金）

SIMカードの不正利用等によりセキュアモバイルの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額を支払うものとします。

第 25 条（亡失負担金）

契約者は、SIMカードを亡失した場合は、別に定めるSIM紛失手数料を支払うものとします。

第 26 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 27 条（割増金等の支払方法）

第23条（料金の支払方法）第2項の規定は、第22条（違約金）、第24条（割増金）、第25条（亡失負担金）及び第26条（延滞利息）の場合について準用します。

第 28 条（消費税等相当額の加算）

契約者が当社に対しセキュアモバイルに関する料金支払いを要するものとされている額は、この特約条項に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 5 章 契約者の義務

第 29 条（契約者の義務）

契約者は、一般規約及び特約条項に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第 30 条（利用者に対する義務）

契約者がセキュアモバイルを利用者の利用に供する場合、契約者は、次の各号に定める義務を負います。

- (1) 契約者の責任において利用者に提供要件である、本規約を説明し、承諾を得るとともに、当該セキュアモバイルに係る利用者等の遵守義務を遵守させること。
 - (2) 利用者の利用に係る費用及び料金並びにその他の債務についても、当社に対し責任を負うこと。
 - (3) 本規約が変更される場合は、最新の提供条件を利用者に説明すること。
 - (4) セキュアモバイルに関して当社から通知を受けた事項を、遅滞なく利用者に通知すること
- 2 利用者が第23条（料金の支払方法）第1項各号に定める規定に違反した場合、契約者は速やかに当該違反を是正するものとします。
- 3 前項の場合、利用者が違反した日から10日間経過後も当該違反状態が是正されない場

合、当社はその選択により次の各号に定める措置をとることができるものとします。

- (1) 当該違反利用者に対するセキュアモバイルの提供を停止すること。
- (2) 契約者に対するセキュアモバイルの提供を停止すること。
- (3) 当該違反に係る本利用契約の全部又は一部を解約すること。

第31条 (禁止事項)

契約者は、セキュアモバイルの提供及び利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する事項を行わないとともに、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ当社によるセキュアモバイルの提供に支障の生じることのないようにするものとします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する行為
- (2) 当社若しくは当社のサービス又は第三者を誹謗若しくは中傷し、その名誉若しくは信用を毀損するような行為
- (3) 当社又は第三者の財産又はプライバシーを侵害する行為
- (4) 政府機関及び関係法令の規定に違反した契約者設備で利用する行為
- (5) SIMカードに関する遵守事項に反する行為
- (6) セキュアモバイルを無断で譲渡、貸与、転売、名義変更その他の担保に供する等の行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信、書き込み、掲載又は第三者が受信可能な状態にする行為
- (8) 当社又は第三者の著作権その他知的財産権を侵害する行為
- (9) 当社、セキュアモバイルの他の利用者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (10) 当社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) セキュアモバイルの他の利用者のID等を利用する行為
- (13) 当社、セキュアモバイルの他の利用者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (14) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (15) 故意に通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為
- (16) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える行為
- (17) セキュアモバイル用設備、電気通信設備等の利用又は運営に支障を与え、又は与えるおそれがある行為
- (18) セキュアモバイルの運営を妨害する恐れのある行為
- (19) 利用契約に抵触する行為
- (20) セキュアモバイルの利用及び提供を行うに当たり遵守すべき法令及びガイドライン（電気通信事業法を含むがこれに限定されない。）に反する行為
- (21) その他、当社が不適切と判断する行為

第32条 (契約者の義務違反)

契約者が、第29条（契約者の義務）、第30条（利用者に対する義務）、第31条（禁止事項）に違反した場合、当社は直ちに登録情報の抹消、利用の一時的又は永久的な停止など、当社が必要と判断する処置を取ることが出来るものとし、当該行為により当社又は第三者が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償するものとします。

- 2 契約者がセキュアモバイルの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に

当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

- 3 前2項の処置により、契約者に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は一切その責を負わないものとします。

第33条 (ID及びパスワード等)

契約者は、当社から付与されたID、パスワード、電話番号及びシリアル番号（以下、「ID等」といいます。）を利用者に付与する場合、善良な管理者の注意をもって使用および管理します。

- 2 契約者は、ID等を第三者に譲渡し、又は利用させないものとします。
- 3 契約者は、ID等が窃用され若しくは窃用される可能性があることが判明した場合、又は不正使用が想定される事態が発生した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示があるときにはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、一切その責を負わないものとします。

第6章 品質保証、責任の限定等

第34条 (サービスの品質保証又は保証の限定)

当社は、セキュアモバイルが契約者において一定の目的を達成すること、及びセキュアモバイルに不具合がないことを保証するものではありません。

第35条 (権利侵害等)

当社は、セキュアモバイルが第三者の権利を侵害していないことを保証するものではありません。

- 2 契約者は、契約者又は利用者が第三者からセキュアモバイルが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告を受けた場合、その旨を速やかに当社に通知し、当社の行う権利防御等に協力するものとします。
- 3 当社は、セキュアモバイルが第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれがある場合、当該費用と責任においてこれを解決するものとします。
- 4 前2項の定めにかかわらず、当該侵害が契約者若しくは利用者の責に起因する場合は、契約者の費用と責任においてこれを解決するものとします。

第36条 (責任の範囲)

セキュアモバイルの提供に関連して、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償責任は、全く利用できない状態にあることを認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、当社の責に帰すべき事由に起因して契約者に直接発生した通常かつ現実の損害を賠償するものとし、使用の中断、逸失利益、特別な事情による損害、データの損失については免責されるものとします。

- 2 利用契約に関連して、当社が契約者に賠償責任を負担する場合の賠償額は、サービス利用料金の損害発生に係わる月額相当分を限度とします。

3 第35条（権利侵害等）の規定にかかわらず、当社は、次の各号の一に該当する場合は、契約者に生じた損害について賠償する責を負わないものとします。

- (1) 地震、台風、洪水、火災、噴火等の天変地異、暴動、内乱、法律の制定・改廃、公権力による命令・処分、同盟又は罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、停電その他の不可抗力が発生したとき
- (2) 第14条（通信利用の制限）、第15条（提供の一時中止）、第16条（提供の停止）及び第17条（サービスの廃止）に基づくセキュアモバイルの提供の制限、停止中止又は廃止をしたとき
- (3) 当社以外のものによる、セキュアモバイルに係わる電気通信設備、セキュアモバイル用設備又は契約者設備へのハッキング若しくはこれによるデータの改竄や漏洩があったとき
- (4) 電気通信回線の障害、電気通信事業者のネットワーク障害などにより、セキュアモバイルの提供を受けられなかったとき
- (5) 電気通信事業者による電気通信設備の修理、復旧等により記憶されている内容等が変化又は消失したとき
- (6) その他、当社の責によらずにセキュアモバイルの提供を受けられなかったとき

第7章 契約の解約

第37条（利用契約期間）

当該利用契約に係るセキュアモバイルの利用期間は契約申込書に定めるものとします。特約条項に定める予告期間までに契約者が当社に書面による解約の通知をしないときは、利用契約は同条件にて更に6ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後の利用期間満了に際しても同様とします。

第38条（当社の解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく、利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 差押、仮差押、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は会社更生手続の開始、破産、民事再生若しくは競売を申立てられ、又は自ら民事再生、会社更生手続若しくは破産の申立をしたとき、又は自ら整理、清算手続に入ったとき
- (2) 自ら振出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (3) 資本の減少、営業の停止若しくは変更又は解散の決議をしたとき
- (4) 前各号のほか財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (5) 監督官庁より営業の廃止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
- (6) 利用契約等に基づく債務を履行せず、又は利用契約等に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に履行又は是正しないとき。ただし、第29条

- (禁止事項)の事由による場合は、当該利用契約を直ちに解約することがあります。
- (7) 契約申込書、契約変更申込書その他通知内容等に虚偽記入があったとき
 - (8) その他、契約者の責に帰すべき事由により当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (9) 第16条(提供の停止)の規定によりセキュアモバイルの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき
- 2 契約者は、自己が前項各号の一に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当社の債務が履行されたか否かを問わず、割増金、遅延損害金等とともに、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第 39 条 (中途解約)

- 契約者は、特約条項に定める予告期間までに当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、利用契約の全部又は一部を解約することができます。この場合において、当該解約の効力が生ずる日は、解約申込書に記載される解約日とします。
- 2 契約者は、解約日の属する月において未払の利用料金等又は遅延損害金等がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第 40 条 (反社会的勢力の排除)

- 当社は、契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告をすることなく、ただちに利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (1) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)である場合、又は反社会的勢力であった場合
 - (2) 契約者が、反社会的勢力を利用した場合
 - (3) 契約者が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与した場合
 - (4) 契約者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (5) 契約者が、自ら又は第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、当社名誉や信用を毀損し、又は、当社の業務を妨害した場合
- 2 前項による解約は、当社が被った損害につき契約者に対し損害賠償請求をすることを妨げません。また、当該解約により契約者に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。

第 41 条 (契約終了後の処理)

- 当社による別段の指示がある場合を除き、契約者は、利用契約が終了した場合、終了理由の如何にかかわらず、セキュアモバイルの利用にあたって当社から提供を受けた機器、SIMカード、ソフトウェア及び全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。また、契約者から利用者に提供されたものも含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去し、また、利用者に消去させ、当該消去を証明する書面を当社に対して提出するものとします。
- 2 当社は、利用契約が終了した場合、利用契約終了理由の如何にかかわらず、セキュアモバイル用設備などに記録された資料等及び契約者データ等を直ちに消去できるものとします。

なお、当社のセキュアモバイル用設備にかかる資料等及び契約者データ等の消去に関して、契約者等又は第三者に発生した損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 本条の定めは、利用契約の一部が終了した場合についても、終了した部分に相当するセキュアモバイルの範囲において、準用されるものとします。

第8章 契約者情報

第42条（通信の秘密）

当社は、通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条を遵守した取り扱いを行うものとします。

第43条（秘密情報）

契約者及び当社は、セキュアモバイルの提供及び利用に関し知り得た相手方の技術上又は営業上その他の情報であって次の各号に定める情報（以下、「秘密情報」と言います。）について、利用契約の有効期間中のみならず利用契約終了後においても第三者に対し開示しないものとします。なお、通信の秘密に係る契約者の情報にあつては、第42条（通信の秘密）を適用するものとします。

（1）秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物又は電子データ

により開示された情報

（2）秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であつて、かかる口頭の開示後14日以内に、当該情報の内容を書面にし、又は電子データとして記録し、かつ、当該書面又は電子データにおいて秘密である旨を明示して提供された情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれに該当する情報については秘密情報として取り扱わないものとします。

（1）開示時点において、秘密保持義務を負うことなくすでに被開示者が保有している情報

（2）被開示者が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

（3）開示後、相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

（4）公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

（5）開示後、利用契約等に違反することなく、公知となった情報

3 秘密情報の開示を受けた当事者は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。

4 秘密情報の開示を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を利用契約等の履行又はセキュアモバイルの利用目的の範囲内でのみ使用し、当該目的上必要な範囲内で秘密情報を複製又は改変することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製又は改変された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。

第44条（情報開示要求）

当社は、政府機関、裁判所等から法令の規定に基づいて秘密情報又は契約者データ等を開示する旨の請求又は命令等を受けた場合は、当該政府機関、裁判所等に開示することができるものとします。ただし、かかる請求又は命令等を受けた場合、秘密情報を保護するための措置をとる機会を契約者に付与するため、当該開示について契約者に対し事前に通知するものとします。なお、かかる事前の通知が不可能又は著しく困難である場合は、当社は、政府機関、裁判所等への開示後できる限りすみやかに契約者に対して通知するものとします。

第 45 条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、セキュアモバイルの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

（1）セキュアモバイルの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）

（2）セキュアモバイルによるサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、

及

び分析を行うこと。

（3）前号の集計及び分析等により得られたデータ等を、個人を識別又は特定できない態様で提携先等の第三者に開示又は提供すること

（4）当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること

（5）個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者又は本人に電子メール等を送付する方法

（6）その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること

（7）その他、個人情報保護法により認められる範囲で利用すること

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、セキュアモバイルの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は、一部を第三者に委託する場合、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第9章 雑 則

第 46 条（電磁的方法による意思表示）

当社及び契約者間の書面の交付、通知、提出等は、当社が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。

第 47 条（障害時連絡先）

契約者は、当社に対し、当社が障害通知を連絡する場合の連絡先（以下本条において「障害時連絡先」といいます。）を通知するものとします。

2 障害時連絡先の変更があったときは、契約者は、速やかにその旨及び変更後の障害時連絡先を当社に届け出るものとします。

第 48 条（分割性）

本規約のいずれかの条項、又はその一部が法律に合わない、無効、執行不可能となった場合、当該箇所は修正又は本規約から削除され、残りの条項の効力は何等の影響も受けないものとします。

第 49 条 （完全合意）

利用契約（一般規約、及び特約条項）は、当社と契約者間におけるすべての合意事項を定めるものであり、その他のいかなる口頭又は書面による契約事項又は条件もないものとします。本規約は、利用契約の調印者又はその調印者と同等以上の資格を有する者によって記名捺印された書面によってのみ変更できます。

別紙

本サービスには、次のメニューがあります。

(1) 基本メニュー

メニュー	内容	備考
通信容量※1	0.5 G 1 G 2 G 3 G 4 G 5 G 6 G 7 G 10 G 15 G 20 G 30 G	提供にあたっては、SIMカード※2が必要となります。
SIM ロック代行	SIM ロック・解約の受付	SIM カードロック・解約にあたっては、通信の遮断／開放となるため、お客さま管理窓口からの連絡時のみ受け付けます（緊急時は除く）

※1. 通信容量超過時には、通信速度が 128kbps に制限されます。

※2. SIM カードの種類には、標準 SIM、micro SIM、nano SIM があります。

(2) オプションメニュー

メニュー	内容	備考
シェアプラン※3	0.5 G 1 G 2 G 3 G 4 G 5 G 6 G 7 G 10 G 15 G 20 G 30 G	通信容量を複数の SIM カードでシェアする
インターネット接続	MVNE 事業者網からインターネットへ接続します。	
固定 IP 接続	モバイル端末に固定 IP アド	

	レスを割り当てます。	
固定 IP 折り返し接続	センター拠点を介さずモバイル端末間で通信を行います。	
休止プラン	SIM カードを一時的に休止状態にします。	

※3. シェアプランでは、通信容量超過時、10MB 毎に 220 円（税込み）課金されます

(3) 本サービス利用にあたっては次の事務手続きが必要になります。

手続き	内容	備考
SIM カード登録	新規登録時にかかる手続き	
SIM カード再発行	SIM カードの物理的な取替え時にかかる手続き	
SIM カード変更	各種変更を行う際の手続き	
SIM 紛失	SIM 紛失時の手続き	
休止・再開	SIM の休止・解約手続き	
解約	解約時の手続き	SIM1 枚ごとに手続きが必要

附則

この利用規約は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

附則

この利用規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附則

この利用規約は、2019 年 7 月 25 日から実施します。